

一般社団法人兵庫医科大学同窓会 選挙管理規定

第1章 総則

第1条 この規定は一般社団法人兵庫医科大学同窓会（以下、本法人）における選挙について必要な事項を定めるものとする。

第2章 選挙管理委員会

第2条 本法人の理事の選挙管理・執行業務を行うために選挙管理委員会を置く。

第3条 本委員会の構成は、委員長1名および委員3名とする。

第4条 委員は、常任理事が代議員および理事以外の正会員の中から推薦し会長が委嘱する。

第5条 委員長は、委員による互選にて選出し、会長が委嘱する。

第6条 委員長、委員の任期は1年とする。ただし再任を防げない。

第7条 選挙管理委員会は、本法人で実施されるすべての選挙に関わる業務を行う

第8条 選挙管理委員会は、定款および各細則に定めるもののほか、選挙管理委員会の運営および各選挙実施に必要な事項を定めることができる

第9条 選挙に関わる異議申したてのあった場合には、選挙管理委員会で審議し、方針を決定することができる。

第10条 選挙に関し細則に定めのない事項が発生し、疑義が生じた場合には、選挙管理委員会が解決にあたるものとする。

第3章 理事の選出

第11条 理事10名以上30名以内は緑樹会正会員の立候補者から代議員会の議決によって選出される。

第12条 選挙管理委員会は、理事選挙の90日前までに理事選挙の告示を行う

第13条 投票は規定の用紙による無記名投票によって実施する

第14条 次の投票は無効とする

(1) 規定の用紙を用いないもの

(2) その他選挙管理委員会が無効と認めたもの

第15条 得票数が同数で定員を超過するときは代議員会出席者の投票によって定める

第16条 次点者は補欠となることができる

第17条 役員に欠員が生じ会務に支障をきたす場合は、理事会の決議によりこれを補充することができる

第4章 理事の立候補

第18条 理事立候補者は、緑樹会正会員で会費完納者に限る

第19条 理事立候補者は、指定の立候補届け出用紙に記入し、指定の期日までに選挙管理委員会に届け出る

第20条 選挙管理委員会は、選挙日14日前までに立候補者名簿を作成する

第21条 立候補者が定数以下のとき選挙は行わず、立候補者をもって理事候補者とする。なお不足数は正会員中から会長が選出する。

第22条 立候補者が定数以上のとき代議員会出席者の多数決にて選出する

(改廃)

この規定の改廃は理事会が行う。

(附則)

この細則は令和 4 年 9 月 8 日から施行する
令和 5 年 3 月 9 日一部改正